

随意契約理由書

1 案件名称

財務会計システム運用保守業務（平成 31 年度）

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

現行の財務会計システムは、平成22年に実施した財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約にかかる総合評価一般競争入札により決定した、富士通株式会社が有するパッケージソフトウェアを基に、本市独自の要件に見合ったカスタマイズを行い、平成24年3月に本番稼働したものである。

本システムは、予算登録支援から執行管理、決算をはじめ用品管理、電子決裁に至る財務会計事務全般を対象とする全庁にわたる大規模なオンラインシステムである。また、収納・支払業務等、市民サービスにおいて、金融機関との確実な業務連携を実現している本市屈指の重要な業務システムであることから、障害が発生し、処理が遅延した場合、大阪市の会計事務だけでなく、支払が滞る等の市民サービスへの影響も考えられ、影響範囲がきわめて大きい。

したがって、障害発生時には迅速に対策をとり、その影響を極力最小限に抑えて会計事務を円滑に遂行することが常に求められる。通常運用については、安定的稼働が求められる事はもとより、新たな課題や要件が発生した場合のシステム対応についても、正確かつ迅速に行う必要がある。迅速な障害対応や各種問合せ対応、システム保守業務を行うためには、パッケージソフトウェアの内部構造に精通していることが必須である。

富士通株式会社は、財務会計システムの開発業者であり、パッケージソフトウェアの開発元であることから、ソフト・ハード全般のシステム内容に精通しており、上述の諸要件を満たす唯一の業者であることから、同社を特名として随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号06-6208-8469）

随意契約理由書

1 業務名称

大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務

2 契約相手

T I S株式会社

3 随意契約理由

大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務は、日々発生する市全体の大量な収入報告書のデータ化処理を行うものであるが、本市の税・国保等の各システムへ納品するデータへの加工・整理を行うなど、本市が求める様々な条件等に合わせたデータ化処理や、マルチペイメントネットワークを活用した電子収納のデータと、金融機関等の窓口納付された収納データの一元化を実現させ、障害やトラブルが発生した場合、確実かつ迅速に対策も行う必要がある。また、上記データ化処理を行うとともに、本庁舎・区役所等の本市事業所への収入報告書原書及び納品データの集配業務を行うため、市庁舎近辺に処理拠点を設けて、確実かつ柔軟な対応を行うことが求められる。以上の複雑かつ膨大な業務を限られた時間内で正確に行わなければならない。

また、一部の自治体では指定金融機関が本業務を行う事例も見られるが、本市において指定金融機関は、四銀行（みずほ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行）から、一銀行を毎年度交替（6月1日から1箇年ごと）で指定しているため、指定金融機関が公金取扱業務と合わせて本業務を実施する場合、大規模な設備投資や要員育成、処理体制の確立が必要であり、毎年度交替する指定金融機関にはリスクが大きく、実現できない。

T I S株式会社は、収入報告書のデータ化処理拠点が大阪近辺であり、大量の収入報告書のデータ化処理を限られた時間内に正確に処理できる公金収入報告書データ化システムを保有しており、また、マルチペイメントネットワークを活用した電子収納の収納データ提供業務（共同利用センター）の運用を行う業者であることから収納データとの一元化も確実に実現できる。

以上の理由から、本市が求める多様な収納方法に対応でき、本市各システムから発行される収入報告書と連携ができるシステムを所有する唯一の業者であることから、同社を特名として随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号 06-6208-8469）

随意契約理由書

1 案件名称

新公会計制度における会計相談サポート業務

2 契約の相手方

公認会計士 中谷 洸太

3 随意契約理由

正確な財務諸表の作成など新公会計制度を安定的に運用していくためには、企業会計に関する専門知識が必要となる。そのため新公会計制度を担当する職員が、制度運用や活用に当たって何らかの疑問が生じた場合等に会計の専門家に対して速やかに直接相談を行える体制を整えておく必要があり、それには企業会計に関する専門的な知見に加え、地方自治体における公会計制度に関する幅広い知識を持つ公認会計士による会計相談サポート体制の確保が必要となる。

中谷 洸太 公認会計士は、本市から日本公認会計士協会近畿会に対して地方自治体における公会計制度について幅広い知識、経験のある公認会計士の推薦を依頼したところ推薦された公認会計士であり、高度な専門性など業務上必要な条件を備えている。

以上のことから、新公会計制度における会計相談サポート業務を委託するにあたり、中谷 洸太 公認会計士と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

会計室新公会計制度担当 (電話番号 06-6208-8465)